

第1章 障がいへの理解の促進

1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進

◇ 現状と課題

「登別市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の「やさしさに満ちたまちづくり」の基本的な考え方に、「地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。」とされています。

障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がい者の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

しかしながら、障がい者を取り巻く社会環境は、依然として誤解や偏見、無関心、行動の妨げになる施設の構造、就労や社会参加の機会が少ない、情報の収集や発信の手段が限られているなどの課題があり、これを解消し、障がい者の自立と社会参加を推進する必要があります。

市では、これまでも関係機関と連携を図りながら、広報のぼりべつ等による啓発をはじめ、障がい者や関係団体が市民と交流する「ふれあいフェスティバル」「障害者週間行事」などの各種行事を支援してきましたが、さらに「登別市障害者福祉関係団体連絡協議会」（以下「障団連」という。）などの障がい者団体との連携を深め、市民が障がいに対する理解を深め共に生きる心をもてるように様々な機会をとらえて、啓発や交流活動を推進する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がいのある人もない人も全ての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。

●目標 1：障がいへの理解の促進（人事・行政管理 G、障害福祉 G）

障がい者の人格と個性が尊重され、障がいのある人もない人も誰もが安心して生活できる地域社会を推進するとともに、障がいに対する誤解や偏見をなくすため、市民に対する正しい知識の啓発普及を行います。

また、研修会等により市職員の障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図ります。

- ・「広報のぼりべつ」等による啓発
- ・心の障壁の除去（ハートバリアフリー）をめざす啓発活動や研修会の実施

●目標 2：福祉のまちづくりの推進（社会福祉 G）

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。「地域全体の支えあいによる福祉（地域福祉）」を実践していくために、自助（市民一人ひとりの努力）・共助（地域ぐるみでの支えあい）・公助（公的制度の利用）に基づく役割分担を踏まえ、福祉のまちづくりを推進します。

- ・「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づく行動指針である「地域福祉計画」により「^{ぬく}温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題に主体的に取り組み、支えあいの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指します。

●目標 3：障がいに関する行事の実施と啓発（障害福祉 G）

「ふれあいフェスティバル」や「障害者週間」などの行事を障団連や関係機関との連携で継続的に実施、啓発することにより、障がいに関する市民の理解の向上を図ります。

- ・ふれあいフェスティバルの実施
- ・障害者週間事業の実施

※ 障害者週間は障害者基本法により 12月3日から9日とされていますが、登別市では、障団連の主催によりこの期間の前後に実施しています。

2. ユニバーサルデザインの普及啓発

◇ 現状と課題

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるために、バリアフリー化された建物はもとより、日常的に使用する食器類や洗面用具などについても使いやすいデザインの製品や、誰にでも同じサービスが提供されることが必要とされています。

このため、「できるだけ多くの人々が利用可能な製品、建物、空間をデザインする」というユニバーサルデザインの考えかたと製品などを普及啓発することが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者だけでなく全ての市民にとって有効なユニバーサルデザインの考えかたや製品などを普及するために、事業者への啓発に努めます。

●目標1 事業者や市民に対し、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

